

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所における管理者の兼務について

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業）の事業所の指定に係る管理者の他職務との兼務については、介護の居宅サービス事業所等との整合性を図った上で、以下のとおり取り扱うこととします。

介護及び現行相当サービスの同一職種について

「介護」と一体的に運営される「第1号事業（訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスに限る）」の同一職種については、併せて1職種とカウントします。

緩和型サービス（訪問型サービスA及び通所型サービスA）は含みません。

緩和型サービスにおいて、管理者の業務に支障がないとして他の従業者との兼務が認められる場合

（1）又は（2）のいずれかに該当する場合

ここにいう兼務とは、2つの職種（例えば、訪問型サービスA事業所の管理者と訪問事業責任者）について、勤務時間帯を切り分けることなく同一時間に、両方の職務を行っている場合をいいます。

（1）同一事業所内における兼務（同種のサービスと一体的に運営する場合に限る）

サービスの種類	兼務が認められる者
訪問型サービスA事業所	管理者と訪問事業責任者

（2）「緩和型サービス事業所の管理者」と「同一敷地内にある他の居宅サービス事業所等の管理者」との兼務

(例)	緩和型サービス事業所の管理者	同一敷地内にある他の居宅サービス事業所等との兼務が認められる者
	訪問型サービスA事業所の管理者	通所型サービスA事業所の管理者
		訪問介護の管理者 ただし、既に管理者とサービス提供責任者を兼務している場合は不可
	通所型サービスA事業所の管理者	訪問型サービスA事業所の管理者
		通所介護の管理者 ただし、既に管理者と生活相談員を兼務している場合は不可

【注意】

- ・（1）及び（2）の両方の兼務は認められません。
- （例）訪問型サービスA事業所の管理者兼訪問事業責任者が同一敷地内にある訪問介護事業所の管理者と兼務する場合。
- ・通所型サービスAの管理者は、通所介護、地域密着型通所介護、又は通所介護相当サービスと同一の事業所において一体的に運営されている場合を除き、介護福祉士、実務者研修課程修了等の資格が必要です。
- ・以上に該当しない個別事例について、一律に認めないものではなく、人員基準の趣旨を踏まえ、個別に判断することになります。